

上山市議会議録

第481回定例会

本会議最終日

(平成29年10月6日)

平成29年10月6日（金曜日） 午前10時 開議

~~~~~

## 議事日程第4号

平成29年10月6日（金曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第54号 上山市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第58号 山形市と上山市との間の学齢生徒に係る教育事務の委託に関する協議について
- 日程第 3 議第59号 山形定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 4 請願第2号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設反対に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 5 議第55号 かみのやま温泉観光案内所設置条例の制定について
- 日程第 6 議第56号 上山市総合子どもセンター設置条例の制定について
- 日程第 7 議第57号 上山市特別用途地区の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（決算特別委員長報告）

- 日程第 8 議第43号 平成28年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議第44号 平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議第45号 平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議第46号 平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第47号 平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第48号 平成28年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第49号 平成28年度上山市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第50号 平成28年度上山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議第51号 平成28年度上山市水道事業会計決算の認定について

(閉会中継続審査申出事件)

日程第17 請願第3号の継続審査の申し出について

日程第18 請願第4号の継続審査の申し出について

日程第19 請願第1号の継続審査の申し出について

(追加議案)

日程第20 議第61号 上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(閉 会)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

---

### 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員 (15人)

|     |     |     |    |     |     |      |    |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|----|
| 1番  | 守 岡 | 等   | 議員 | 2番  | 井 上 | 学    | 議員 |
| 3番  | 中 川 | とみ子 | 議員 | 4番  | 高 橋 | 恒 男  | 議員 |
| 5番  | 谷 江 | 正 照 | 議員 | 6番  | 佐 藤 | 光 義  | 議員 |
| 7番  | 枝 松 | 直 樹 | 議員 | 8番  | 浦 山 | 文 一  | 議員 |
| 9番  | 坂 本 | 幸 一 | 議員 | 10番 | 大 沢 | 芳 朋  | 議員 |
| 11番 | 川 崎 | 朋 巳 | 議員 | 12番 | 棚 井 | 裕 一  | 議員 |
| 13番 | 尾 形 | みち子 | 議員 | 14番 | 長 澤 | 長右衛門 | 議員 |
| 15番 | 高 橋 | 義 明 | 議員 |     |     |      |    |

欠席議員 (0人)

---

### 説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長 塚 田 哲 也 副 市 長

|      |                              |      |                            |
|------|------------------------------|------|----------------------------|
| 鈴木英夫 | 庶務課長<br>(併)選挙管理委員会<br>事務局 局長 | 鈴木直美 | 市政戦略課長                     |
| 金沢直之 | 財政課長                         | 舟越信弘 | 税務課長                       |
| 土屋光博 | 市民生活課長                       | 尾形俊幸 | 健康推進課長                     |
| 武田浩  | 福祉事務所長                       | 富士英樹 | 商工課長                       |
| 平吹義浩 | 観光課長                         | 前田豊孝 | 農林課長<br>(併)農業委員会<br>事務局 局長 |
| 藤田大輔 | 農業夢づくり課長                     | 近埜伸二 | 建設課長                       |
| 秋葉和浩 | 上下水道課長                       | 齋藤智子 | 会計管理者<br>(兼)会計課長           |
| 佐藤浩章 | 消防長                          | 古山茂満 | 教育委員会<br>教育委員長             |
| 太田宏  | 教育委員会<br>管理課 局長              | 加藤洋一 | 教育委員会<br>学校教育部 局長          |
| 井上咲子 | 教育委員会<br>生涯学習課 局長            | 鏡裕一  | 教育委員会<br>スポーツ振興課 局長        |
| 板垣郁子 | 選挙管理委員会<br>選委 員 局長           | 花谷和男 | 農業委員会<br>農会 員 局長           |
| 大和啓  | 監査委員                         | 渡辺るみ | 監査委員<br>監事 局長              |

---

### 事務局職員出席者

|      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 佐藤毅  | 事務局 局長 | 遠藤友敬 | 副 主 幹 |
| 渡邊高範 | 主 査    | 後藤彩夏 | 主 事   |

---

### 開 議

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第4号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る10月4日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第4号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告でありま

すが、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて決算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願3件について所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります、条例案1件については、提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

**○高橋義明議長** お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

日程第1 議第54号 上山市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について外3件

(総務文教常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第1、議第54号から日程第4、請願第2号までの計4件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

○川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案3件及び継続審査としております請願1件について審査いたしました経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

最初に、議第54号上山市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、奨学金制度の内容を拡充するため必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、他の奨学金との併用はできないこととしていた本市奨学金について、日本学生支援機構の給付奨学金のみを受けている者に限り、本市奨学金との併用ができるよう資格要件を緩和するほか、貸付額について、国公立大学の場合月額3万5,000円としていたものを、国公立大学の奨学生であって、自宅から通学する場合は月額4万5,000円に、自宅以外から通学する場合は月額5万1,000円とし、私立大学の場合月額4万6,000円としていたものを、私立大学の奨学生であって、自宅から通学する場合は月額5万4,000円に、自宅外から通学する場合は月額6万4,000円に拡充するとともに、入学金や転居費などの一時的な諸費用を補うため、新たに10万円の貸し付けを受けられるようにするものであります。

また、返還期限を延長するため、これまで当該学校を卒業した日の属する月の翌月から10年以内としていたものを、18年以内で市長が別に定める年数に改めるもので、公布の日から施行するものであります。

経過措置として、この条例の施行の際、現に奨学金の貸し付けを受けている者の貸付額及び奨学金の返還については、従前の例によるもの

説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号山形市と上山市との間の学齢生徒に係る教育事務の委託に関する協議について申し上げます。

本件は、上山市みはらしの丘に居住する学齢生徒に係る教育事務について、山形市に委託するため提案されたものであります。

その内容は、これまで上山市みはらしの丘に居住する児童は山形市立みはらしの丘小学校に、生徒は上山市立北中学校に在籍することとしていたものを、上山市みはらしの丘に居住する児童が山形市立みはらしの丘小学校を卒業した後に、山形市立第九中学校に進学できるよう、上山市みはらしの丘に居住する生徒についても、山形市に教育事務の管理及び事務を委託するため、「山形市と上山市との間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育事務の委託に関する規約」の委託事務の範囲を変更するもので、平成30年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号山形定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本件は、山形市との間において、定住自立圏形成協定へ連携する取り組みを追加することに伴い、山形定住自立圏の形成に関する協定を一部変更するため提案されたものであります。

その内容は、上山市民も山形市消費生活センターを利用できるようにすることで、複雑な案件や土曜日、日曜日の相談についても対応可能となるなど、消費生活相談体制の強化を図るほか、上山市内のNPO及び各種団体が山形市市民活動支援センターを利用できるようにすることで、専門的知見のある職員への相談や、同セ

ンターの事業に参加することができるなど、市民活動支援の拡充を図るため、協定の一部を変更するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、継続審査としております請願第2号「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設反対に関する件について御報告を申し上げます。

本請願は、提出者から諸種の事情により撤回したいとの申し出があり、委員会ではこれを承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案3件は原案可決、請願1件は撤回の承認であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

## 日程第5 議第55号かみのやま温泉観光案内所設置条例の制定について外2件

(産業厚生常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第5、議第55号から日程第7、議第57号までの計3件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

○枝松直樹産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案3件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第55号かみのやま温泉観光案内所設置条例の制定について申し上げます。

本件は、地方自治法第244条第1項の規定により、かみのやま温泉観光案内所を設置するため提案されたものであります。

その内容は、本市を訪れる観光客の利便に供し、観光の振興を図るため、かみのやま温泉観光案内所を設置するもので、位置を上山市矢来一丁目2番1号と定め、使用基準や使用料などを規定するもので、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであります。使用許可申請その他観光案内所を供用するために必要な準備行為は、施行前においても行うことができるものとしてあります。

また、使用許可対象とする物産販売スペース及び事務室の貸し出しは、借地借家法の適用を受け一般的な賃貸借契約ではなく、上山市の行政処分としての使用許可となることから、使用料は不動産鑑定士または不動産業者2者以上から意見価格を徴して求めた一般的な賃料に0.7を乗じて得た額とし、使用期間は1年以内で、1年に満たないときは月割りにより計算するとの説明であります。

委員会では、運営方法についてただしたとこ

ろ、立ち上げ段階である観光案内所のサービス内容を整えていくため、当面は市の直営で運営していくとの答弁を了承し、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号上山市総合子どもセンター設置条例の制定について申し上げます。

本件は、既存の上山市総合子どもセンターを移設し、屋内遊び場等を備えた施設として新たに設置するため提案されたものであります。

その内容は、子どもやその保護者に遊び場等を提供するとともに、総合的な子育て支援の推進を図り、もって子育て環境の充実に寄与する施設として設置するもので、名称を上山市総合子どもセンター「めんごりあ」に改めるとともに、新たな施設の位置を上山市二日町10番25号と定め、使用基準や使用料などを規定したほか、目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができるものとし、あわせて業務の範囲などを定めたものであります。平成30年4月1日から施行するものであります。供用開始については告示で定める日からとし、準備行為として、指定管理者の指定に関する手続その他供用するために必要な準備行為については施行前においても行うことができるものとの説明であります。

委員会では、今後の総合子どもセンター機能についてただしたところ、未就学児だけでなく、小学生までの幅広い年齢層の子どもが利用できる施設として、充実した子育て支援を行っていくとの答弁を了承するとともに、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第57号上山市特別用途地区の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う建築基準法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまで風俗施設に位置づけられていたダンスホールが「カラオケボックスの類い」へ、そして、ナイトクラブが「劇場の類い」へ、取り扱いがそれぞれ変更となったことにより、準工業地域内、いわゆる上山市特別用途地区の区域内における建築物の制限対象となる大規模集客施設に「ナイトクラブその他これに類するもの」を加えるもので、公布の日から施行するものであるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案3件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第8 議第43号 平成28年度
上山市一般会計歳入歳
出決算の認定について**

外8件

(決算特別委員長報告)

○高橋義明議長 日程第8、議第43号から日程第16、議第51号までの計9件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長坂本幸一議員。

〔坂本幸一決算特別委員長 登壇〕

○坂本幸一決算特別委員長 今期定例会において、決算特別委員会に付託されました決算認定議案9件について、9月28日から10月2日の3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

なお、全議員で構成する決算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

初めに、議第43号平成28年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成28年度は、市民主体のまちづくりの指針となる第7次上山市振興計画に基づき、将来都市像である「また来たくなるまち ずっと居たいまち 〜クアオルト かみのやま〜」の実現に向け、さまざまな施策が実施されたところ、その収入済額は165億5,110万9,602円、支出済額は160億1,249万8,505円となったものであり、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第44号平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は45億220万5,921円、支

出済額は41億8,446万4,613円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第45号平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は13億8,901万2,541円、支出済額は13億7,784万9,552円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第46号平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は1億3,754万9,734円、支出済額は1億3,688万2,200円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第47号平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は36億3,108万5,101円、支出済額は34億9,993万4,436円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第48号平成28年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は1,522万6,422円、支出済額は1,354万4,976円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第49号平成28年度上山市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は9,212万1,763円、支出

済額は9,169万3,216円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第50号平成28年度上山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

収入済額は3億8,468万8,027円、支出済額は3億8,341万8,994円であり、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、議第51号平成28年度上山市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入は8億3,912万6,426円、収益的支出は7億8,892万7,991円で、資本的収入は7,874万6,260円、資本的支出は3億4,075万7,657円ありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,201万1,397円は、過年度分損益勘定留保資金8,786万6,463円、当年度分損益勘定留保資金1億7,414万4,934円で補填したとの説明であります。

当委員会では、慎重に審査いたしました結果、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

決算特別委員長報告の議案9件は認定であり

ますが、決算特別委員長報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第 17 請願第 3 号の継続審査  
の申し出について外 2  
件**

(閉会中継続審査申出事件)

○高橋義明議長 日程第 17、請願第 3 号の継続審査の申し出についてから日程第 19、請願第 1 号の継続審査の申し出についてまでの計 3 件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願 3 件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

日程第 20 議第 61 号 上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条

例の制定について

(追加議案)

○高橋義明議長 日程第 20、議第 61 号上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第 61 号上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上山市生涯学習センターを指定管理者に管理させることについて、必要な事項を定めるため提案するものであります。

なお、議案の詳細につきましては、スポーツ振興課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

〔鏡 裕一スポーツ振興課長 登壇〕

○鏡 裕一スポーツ振興課長 命によりまして、議第 61 号上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げますので、議案書の 1 ページをお開き願います。

このたびの改正につきましては、平成 30 年 4 月から上山市生涯学習センターを指定管理者に管理させることを予定していることから、必要な事項を定めるため提案するものであります。

改正条文の説明の前に、上山市生涯学習センターを含めた体育施設等の指定管理につきまして概要を御説明申し上げます。

現在、上山市生涯学習センターを含めた体育

施設等については、市で総括的な管理等を行い、事業所や競技団体等に管理業務を委託して運営しております。

上山市体育文化センター、市民総合運動広場につきましては、既に指定管理者による管理運営を行っておりますが、平成30年3月末で指定管理期間の更新時期を迎えることから、新たに上山市生涯学習センターと体育施設を加えた10施設につきまして、平成30年4月から指定管理者が一括で管理をする手続を進めてまいります。

上山市体育文化センター、上山市生涯学習センターなどの体育施設を一括して指定管理者が管理することにより、民間の能力を活用し、効果的・効率的な運営を行うことで住民サービスの向上を図ってまいります。

以上が、上山市生涯学習センターを含めた体育施設等の指定管理に関する概要になります。

それでは、上山市生涯学習センター設置条例の一部改正について説明をいたします。

第6条の「使用料の還付」、第8条の「使用の制限」につきましては、本文中の字句について、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」と改めるものでございます。

第10条の「指定管理者による管理」につきましては、見出しを「管理の委託」から改めまして、「教育委員会は、生涯学習センターの設置目的を効果的に達成するため、管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（市が管理を指定する法人その他の団体）に行わせることができる」と改めるものであります。

第11条の「指定管理者が行う業務」につきましては、指定管理者が行う業務として、2ページをお開き願います。

生涯学習センターの使用許可等に関する業務、維持管理に関する業務、利用の促進に関する業務、教育委員会が必要と認める業務と定めるものであります。

第2項は、第3条「使用の許可」及び第8条「使用の制限」につきまして、「教育委員会」を「指定管理者」に読みかえるものであります。

第12条の「利用料金の収受等」につきましては、第1項で、指定管理者は、生涯学習センターの使用料を利用料金として自己の収入とすることを規定するものであります。

この場合において、第5条の「使用料の減免」及び第6条の「使用料の還付」の規定については適用しないこととして、第2項におきまして、利用料金の減免及び還付については、市長が定める基準に従い、指定管理者が行うと定めるものであります。

第13条は、指定管理者が行う管理の基準につきまして、指定管理者は、条例、規則、教育委員会との協定に従い、適正に生涯学習センターの管理を行わなければならないことを規定するものであります。

附則についてであります。1、施行期日につきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

3ページをごらん願います。

2、経過措置につきましては、改正前の上山市生涯学習センター設置条例の規定により行われた手続、処分、行為については、改正後の条例の規定により行われた手続、処分、行為とみなす措置とするものであります。

3、準備行為につきましては、指定管理者の指定に関する手続、条例を施行するため必要な準備行為については、条例の施行前においても行うことができることを定めるものであります。

なお、上山市生涯学習センター以外の指定管理者による管理を予定している体育施設につきましては、上山市体育施設条例、上山市農業者等トレーニングセンター設置条例において、既に指定管理に関する必要な事項を定めておりますので、このたびの改正は必要ないものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○高橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第61号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第61号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第61号上山市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

閉 会

○高橋義明議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第481回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時37分 閉 会

議 長 高 橋 義 明

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 長澤 長右衛門

同 上 棚 井 裕 一

